受付	個　人　質　問　　第　　号 令和　年　月　日　　時　　分

一 般 質 問 ＜ 個 人 ＞ 発 言 通 告 書

令和７年５月２７日

長久手市議会議長　殿

長久手市議会議員　冨田えいじ

会議規則第５９条第２項の規定により下記のとおり通告します。

	質　問　事　項　及　び　要　旨	備考
1	**繰り返されるミスと責任体制のあり方について** 令和５年８月、本市では愛知県初の女性市長が誕生した。市長は過去に市議会議員を３期務め、本市の行政運営におけるチェック体制の甘さを指摘してこられた。しかし市長就任後も、市議会に提出される議案や資料等の誤りが続いているのが現状である。 ⑴　市長就任以降、このようなミスは何件あったか。 ⑵　現在、どのようなチェック体制を構築し、どこに責任の所在を置いているのか。 ⑶　各種ミスに対して、どのような形で責任が取られているのか。 ⑷　再発防止のための取り組み状況と、その効果の検証方法について伺う。	
2	**部活動の地域移行について** 国を挙げて中学校部活動の地域移行が推進される中、本市では民間事業者への委託により地域移行を実施している。しかし、民間委託を導入している自治体は依然として少なく、財政負担も大きいため、多くの自治体が慎重な対応を取っているのが現状である。 ⑴　地域移行開始から約１０か月が経過した現在、どのような成果と課題があるか。	

	⑵　国・県の補助金制度の活用状況はどのようか。 ⑶　本市は令和８年８月まで委託契約を結んでいるが、財政の厳しさが増す中、契約期間終了以降も民間委託を継続する考えか。	
3	**香流苑跡地の利活用と市有地活用の在り方について** 本市では現在、香流苑跡地について売却方針が進められている。一方で、「スポーツの杜」などは、民有地を借り受け、借地料を支払ってまでスポーツ施設を設けている現状がある。こうした状況において、将来にわたって柔軟な市政運営・公共利用の可能性を残すべき市有地を手放すことについては、慎重な検討と立ち止まりが必要ではないかと考える。 ⑴　現在、香流苑跡地を民間事業者へ売却する方向で検討が進んでいるが、同時に本市はスポーツ施設整備のために民有地を借用し、借地料を支払っている。このような方針の整合性について、市としてどのように説明できるのか。 ⑵　香流苑跡地を開発用地として売却した場合、当該地域の下水道容量やインフラ負荷に問題はないのか。 ⑶　保育園・小学校・中学校など、周辺の公共施設の受け入れ体制について、人口増による影響とその対応方針はどうなっているか。 ⑷　香流苑跡地の利活用については、これまで市民も巻き込んで検討されてきた経緯がある。市として今後のまちづくりやスポーツ振興、公園整備などを総合的に見直し、一度立ち止まって市有地としての活用の可能性を再評価する考えはないか。	
4	**観光振興と地域資源の活用について** 本市の魅力を高める観光施策として、スタジオジブリの世界観や歴史資源との連携が期待されている。 ⑴　スタジオジブリとのライセンス契約について、現在どのような交渉や検討がなされているか。 ⑵　令和８年完成予定の長久手古戦場記念館に関連し、フィールドミュージアム構想の具体的な計画はあるか。 ⑶　本市には「名産品」「お土産」がないと言われるが、市としての認識と今後の取り組み方針はあるか。	